

# お取引時の確認の変更について

石巻信用金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「同法」といいます）にもとづき、口座開設等の際に、お客さまの氏名・住居・生年月日等について確認させていただいておりますが、同法の改正により、**平成28年10月1日から次のとおりお取扱いが変更になります**ので、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 1. 顔写真のない確認書類の取扱いの変更について

お客さま等の氏名・住居・生年月日を確認させていただく際に、健康保険証など顔写真のない本人確認書類については、他の本人確認書類（住民票の写し等）や現住居の記載がある公共料金等の領収書等のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただき取扱いに変更されました。

## 2. 法人のお客さまのために取引を行っていることを確認する方法の変更について

来店された方が法人のお客さまのために取引を行っていることを確認する方法について、社員証などによる在籍の確認ではなく、委任状等の書面や法人のお客さまへのお電話等の方法により、確認させていただく方法に変更されました。また、来店された方が代表権のある役員として登記されている場合は、登記事項証明書でのご確認をさせていただきます。

## 3. 法人のお客さまの実質的支配者の確認に係る変更について

法人のお客さまとのお取引の際に、議決権の25%超を直接または間接に保有するなど、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方の氏名・住居・生年月日等を確認させていただきます。

## 4. 外国の政府等において重要な公的地位にある方等との取引時の確認について

個人のお客さまやそのご家族、または法人のお客さまの実質的支配者が外国政府等において重要な公的地位にあるか等についてご確認をさせていただきます。

すでにお取引いただいているお客さまで、外国政府等において重要な公的地位にある方は、お取引店までお申し出ください。

また、外国政府等において重要な公的地位にある方等との一定のお取引に際しましては、複数の本人確認書類のご提示をお願いするなど追加的なご対応をお願いさせていただきます。

<外国政府等において重要な公的地位にある方等>

- |  |
|--|
| ① 外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方 |
| ② 過去に上記①であった方                                |
| ③ ①または②の方のご家族（配偶者、父母、子、兄弟姉妹等）                |
| ④ ①～③の方が実質的支配者に該当する法人                        |

## 5. お客さまへの確認事項およびご提示いただくもの

### (1) 個人のお客さま

確認事項	ご提示いただくもの（原本をお持ちください）
①氏名・住居・生年月日	○運転免許証（運転経歴証明書） ○マイナンバーカード ○パスポート ○在留カード ○特別永住者証明書 等
いずれか2種類 （なお、◎の書類は、 ○の書類とのペア に限られます。）	○健康保険証 ○国民年金手帳 ○取引に使用する実印の印鑑登録証明書 等 ◎住民票の写し（記載事項証明書） ◎印鑑登録証明書 ◎現住所の記載がある公共料金または税・社会保険料の領収書等
②職業・取引の目的等	お客さまの申告により確認させていただきます。

※ ご本人さま以外の方が来店された場合には、ご本人さまの確認に加えて、来店された方についての氏名・住居・生年月日、およびご本人のためにお取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。

(2) 法人のお客さま

確認事項	ご提示いただくもの（原本をお持ちください）
①名称、本店または主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書
②来店された方の氏名・住居・生年月日等	上記（1）①と同様
③法人のお客さまのために取引を行っていること	○委任状 ○登記事項証明書（代表権のある役員の場合のみ） ○上記のほか、法人のお客さまへの電話などによる確認
④事業の内容	○登記事項証明書 ○定款の写し
⑤取引の目的等	お客さまの申告により確認させていただきます。
⑥実質的支配者 <sup>(*)</sup> の氏名・住所・生年月日	お客さまの申告により確認させていただきます。 (*）法人の議決権のうち、25%超を保有していることなどにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人をいいます。

6. その他

- ・ 過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、改めて確認させていただく場合があります。
- ・ 特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合や外国の重要な公的地位にある方にあたる場合は、過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、確認事項の再確認をお願いすることがあるほか（その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります）、資産や収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ・ 法令等で定められた方法の他、信用金庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。
- ・ 確認事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、同法により処罰されることがあります。
- ・ お取引時の確認ができないときは、お客さまとのお取引ができない場合があります。
- ・ 確認事項に変更が生じた場合には、お取引店までお申し出ください。

■詳しい内容につきましては、お取引店の窓口等にお問合せください。

